先　着　順
市有土地売払いのしおり

◆　受　付　期　間

令和８年１月１３日（火）～

（土・日曜日、祝日は除く。）

午前９時００分～午後４時００分

◆　受　付　場　所

半田市役所総務部財政課（３階）

半田市東洋町２丁目１番地

半田市総務部財政課

ＴＥＬ（０５６９）８４－０６１９（ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ）

（０５６９）２１－３１１１　内線２５８

目　次

◆ 売払物件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
◆ 先着順による市有土地の売払いの流れ（概要） ・・・・・・ 2
◆ 先着順 市有土地売払い 実施要領 ・・・・・・・・・・・・ ３～７
　１．売払物件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3)
　２．用途等の制限 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (3～4)
　３．申込者の資格 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (4)
　４．申込受付の場所及び期間・時間 ・・・・・・・・・・・・ (5)
　５．申込保証金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)
　６．買受人の決定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (5)
　７．売買契約の方法、期日等 ・・・・・・・・・・・・・・・ (5～6)
　８．売買代金の支払方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6)
　９．申込に必要な書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (6～7)
１０．その他 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (7)
１１．問い合わせ先 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (7)
◆ 物件概要 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ ８～２７
◆ 申込関係書類 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２９～４０
　□ 市有土地売払申込書兼受付書（様式第１） ・・・・・・・ (29～32)
　□ 委任状（様式第２） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (33～36)
　□ 誓約書（様式第３） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ (37～40)
◆ 先着順受付による市有土地の売払申込心得書 ・・・・・・・・４１～４２
◆ 契約書（案） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・４３～５１

◆　売払物件

区画番号	所　在　地　番〔半田市〕	登記地目	売払地積（㎡）	売払価格（円）	用途地域等
3	鴉根町三丁目８番１（※）	宅地	3,037.58	123,630,000	市街化調整区域
4	東洋町二丁目１７番１	宅地	153.98	12,400,000	第一種住居地域
5	瑞穂町五丁目４番２３	宅地	1,393.65	77,210,000	工業地域
	瑞穂町五丁目４番２５	宅地			

（※）は、既存宅地（愛知県開発審査会基準第１７号の許可対象）の土地です。

◆　先着順による市有土地の売払いの流れ（概要）

１．購入申込	令和８年１月１３日（火）から（土・日曜日、祝日は除く）、午前９時００分から午後４時００分まで、先着順に受付けます。

⇩

２．申込保証金納入	申込当日の受付時に申込に必要な書類（６～７ページ）の提出と合わせて納入していただきます。 土地売買契約後に還付しますが、申込の日から３０日以内に売買契約を締結しない場合は半田市に帰属します。

⇩

３．書類審査	提出していただいた書類の確認を行い、「先着順受付による市有土地の売払申込心得書」第６条（４１～４２ページ）に該当している場合の申込は無効となります。

⇩

４．契約の締結 契約保証金納入	申込日から３０日以内に契約を締結し、同時に売買代金の全額を納入していただくか、又は売買代金の１０パーセント以上を契約保証金（６ページ）として、半田市へ納入していただきます。

⇩

５．売買代金（残金）の納入	契約保証金を納入した場合は、売買代金と契約保証金の差額を契約締結の日から３０日以内に半田市へ納入していただきます。

⇩

６．所有権の移転 土地の引渡し	所有権は、売買代金完納と同時に移転します。 所轄法務局に所有権移転の嘱託登記を行いますが、諸費用は買受人の負担となります。 売払い物件は現状有姿のまま、引渡すこととします。

先着順 市有土地売払い 実施要領

１．売払物件

区画番号	所在地番（半田市）	登記地目	売払地積（㎡）	売払価格（円）	用途地域等
３	鴉根町三丁目８番１	宅地	3,037.58	123,630,000	市街化調整区域
４	東洋町二丁目１７番１	宅地	153.98	12,400,000	第一種住居地域
５	瑞穂町五丁目４番２３	宅地	1,393.65	77,210,000	工業地域
	瑞穂町五丁目４番２５	宅地			

(1) 特記事項

○ 土地の引渡しは、存置物を有する物件もありますが、現状有姿になります。

○ 区画番号３は、既存宅地（愛知県開発審査会基準第１７号の許可対象）の土地です。

○ 区画番号５には、９ｍの残置杭２本と、東側に一部フェンスが残っています。

○ 用途地域や立地状況等により、建築物の用途制限や建築に係る各種制限や規制がかかる場合がありますので、事前にご確認ください。

○ 申込に際しては、事前に現地にて売払土地の状況を必ずご確認ください。

○ 土地の取得に伴う費用として、売買代金の他に次の費用が別途必要となります。

・不動産取得税
・印紙税（売買契約書に貼付する収入印紙）
・登録免許税及び司法書士報酬（所有権移転登録時）

○ その他の特記事項については、添付の物件概要をご覧ください。

２．用途等の制限

買受人は、土地売買契約締結の日から１０年間、購入した物件を次に定める用途に供し、又はこれらの用途に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、又は第三者に貸してはなりません。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団若しくは法律の規定に基づき公の秩序等を害するおそれのある団体等であることが指定されている者の事務所又はその他これらに類するもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に規定する風俗営業、同条第５項に規定する性風俗関連特殊営業又は同条１１項に規定する特定遊興飲食店営業その他これらに類する業

３．申込者の資格（申込心得書第２条・第６条参照）

次に定める方を除くほか、個人又は法人で土地利用条件等の契約上の特約を遵守できる方は申込が可能です。

また、土地を共有することを目的として、複数の者が共有で参加することも可能です。

(1)　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ていない者

(2)　半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者

(3)　地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４の規定に該当する者

(4)　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項の規定により公有財産を譲り受けることができないとされた本市の職員

(5)　次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１５条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則税（昭和３７年法律第６６号）第４６条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）

ア　直近３年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）

イ　直近３年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が申込をする場合に限る。）

(6)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配する企業又はこれに準ずる者

４．申込受付の場所及び期間・時間

（1） 場所

半田市役所　総務部　財政課（半田市役所３階）
半田市東洋町二丁目１番地

（2） 日時

令和８年１月１３日（火）～（土・日曜日、祝日は除く。）
いずれの日も午前９時００分～午後４時００分

５．申込保証金（申込心得書第４条参照）

（1） 申込保証金は、申込と同時に売払価格の５％以上の代金を現金又は金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手により納めていただきます。（支払地が愛知県内にあり、振出日から１０日以内のものに限ります。

（2） 買受人に土地売買契約後に還付します。

（3） 申込保証金には利子を付しません。

（4） 買受人が正当な理由なく申込の日から３０日以内に売買契約を締結しない場合には、その申込は無効となり、納付された申込保証金は半田市に帰属するため、買受人に還付しません。

６．買受人の決定（申込心得書第７条参照）

申込開始後に先着で申込した方を買受人とします。その時点で申込受付を終了させていただきます。

なお、同着で複数の申込があった場合は、抽選を実施して買受人を決定します。（申込受付時間の午前９時に複数の申込者が待機している場合は、全員を同着とします。）

７．売買契約の方法、期日等

（1） 契約締結は、申込の日から３０日以内に半田市が指定する契約書により行います。なお、共有の場合、全員との契約となります。

（2） 申込後に買受人以外の者との売買契約へ変更することはできません。

（3） 買受人が共有でない場合、申込後に共有による売買契約へ変更することはできません。

(4)　買受人が共有による場合、申込後に各共有者の持分の変更あるいは共有者を変更することはできません。

(5)　契約書に貼付する印紙、その他契約に要する費用は買受人の負担とします。

８．売買代金の支払方法（申込心得書第９条参照）

買受人は、次のいずれかの方法で売買代金を、半田市が発行する納入通知書等により、納付していただきます。

(1)　契約締結と同時に全額を一括で納付する方法

(2)　契約締結と同時に契約保証金として売買代金の１０パーセント以上を納付し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から３０日以内に一括で納付する方法

契約保証金は、売買代金の一部に充当することとさせていただきます。
この場合、期限までに残金を納付しないときは、契約は無効となり、契約保証金は半田市に帰属するため還付しません。
なお、契約保証金には利子を付しません。

９．申込に必要な書類

申込に必要な書類のうち指定様式によるものは、本要領に添付しているほか、半田市のホームページからもダウンロードできます。

(1)　市有土地売払申込書兼受付書〔様式第１〕

(2)　委任状（代理人により申込する場合に限ります。）〔様式第２〕

(3)　誓約書〔様式第３〕

(4)　住民票の写し又は登録原票記載事項証明書
・共同参加者の場合は申込人全員分
・法人の場合は履歴事項全部証明書又は法人登記簿謄本

(5)　納税証明書（直近の３年度分）

a)　個人の場合

区　　分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その３の２	半田税務署	１部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	１部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その３の２	管轄税務署	１部

b） 法人の場合

区　　分	必要な証明書	証明書の取得先	部数
半田市内に住所を有する場合	納税証明書その３の３	半田税務署	１部
	市税完納証明書	半田市役所収納課	１部
半田市外に住所を有する場合	納税証明書その３の３	管轄税務署	１部

１０．その他

○ 申込は、購入希望者本人かその代理人にて手続きをしていただきます。代理人による場合は、別途購入希望者の委任状が必要です。

○ 申込当日、受付場所に来られない方の署名が必要な書類は、事前に準備しておいてください。

１１．問い合わせ先

〒475-8666 半田市東洋町二丁目１番地
半田市　総務部　財政課
TEL(0569)84-0619(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)

物　件　概　要

区画番号	３		売払価格	１２３，６３０，０００円
所在地	半田市鴉根町三丁目８番１			
地　積	登記簿	３，０３７．５８㎡	実測	３，０３７．５８㎡
地　目	登記簿	宅地	現況	宅地	土地の状況	更地

法令等に基づく制限					
	都市計画法	都市計画区域	市街化調整区域		
		用途地域	指定なし		
		指定建ぺい率	６０％	指定容積率	２００％
		防火指定	法２２条区域	高度指定	―
	その他制限	砂防指定地、半田市ふるさと景観計画（自然共生風景地域）			

接面道路の状況	北側市道（幅員７．０m） 東側市道（幅員４．０m）			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	―

供給処理施設		配管等の状況	照　会　先
	電　気	有	中部電力ﾐﾗｲｽﾞ（株）　(0120)921-691
	上水道	有	半田市上水道課　(0569)84-0681　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
	下水道	無	
	ガ　ス	有	東邦ガス㈱　　(0570)783-987

特記事項	・ 侵入防止柵が設置してあります。 ・ 土地の引渡しは、存置物がありますが、現状有姿になります。 ・ 鴉根町三丁目８番１は、既存宅地（愛知県開発審査会基準第１７号の許可対象）の土地です。（詳細は、半田市建築課建築指導 0569-84-0671 にお問い合わせください。） ・ 上水道について引込み管及びメーター25mm×2 か所

物　件　概　要

区画番号	４		売払価格	１２，４００，０００円		
所在地	半田市東洋町二丁目１７番１					
地　積	登記簿	１５３．９８㎡		実測	１５３．９８㎡	
地　目	登記簿	宅地	現況	宅地	土地の状況	更地

法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	第一種住居地域		
		指定建ぺい率	６０％	指定容積率	２００％
		防火指定	準防火地域	高度指定	―
	その他制限	半田市ふるさと景観計画（くらし風景地域）			

接面道路の状況	南側市道（幅員１５．０m）			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	―

供給処理施設		配管等の状況	照　会　先
	電　気	有	中部電力ﾐﾗｲｽﾞ（株）　(0120)921-691
	上水道	有	半田市上水道課　(0569)84-0681　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
	下水道	有	半田市下水道課　(0569)84-0675　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
	ガ　ス	有	東邦ガス㈱　　(0570)783-987

特記事項	・　侵入防止柵が設置してあります。 ・　土地の引渡しは、現状有姿になります。

物　件　概　要

区画番号	５		最低売却価格	７７，２１０，０００円		
所在地	半田市瑞穂町五丁目４番２３、２５					
地　積	登記簿	１，３９３．６５㎡		実測	１，３９３．６５㎡	
地　目	登記簿	宅地	現況	宅地	土地の状況	更地

法令等に基づく制限	都市計画法	都市計画区域	市街化区域		
		用途地域	工業地域		
		指定建ぺい率	６０％	指定容積率	２００％
		防火指定	法２２条区域	高度指定	―
	その他制限	半田市ふるさと景観計画（くらし風景地域）			

接面道路の状況	南側市道（幅員６．０m）			
私道の負担等	負担の有無	無	負担の内容	―

供給処理施設		配管等の状況	照　会　先
	電　気	有	中部電力ﾐﾗｲｽﾞ（株）　(0120)921-691
	上水道	有	半田市上水道課　(0569)84-0681　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
	下水道	有	半田市下水道課　(0569)84-0675　(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ)
	ガ　ス	有	東邦ガス㈱　　(0570)783-987

特記事項	・　侵入防止柵が設置してあります。 ・　敷地西側寄りに撤去の不可能な残置杭が２本存在しています。 ・　敷地東側に、隣地住民の希望により一部フェンスが残っています。 ・　土地の引渡しは、存置物がありますが、現状有姿になります。

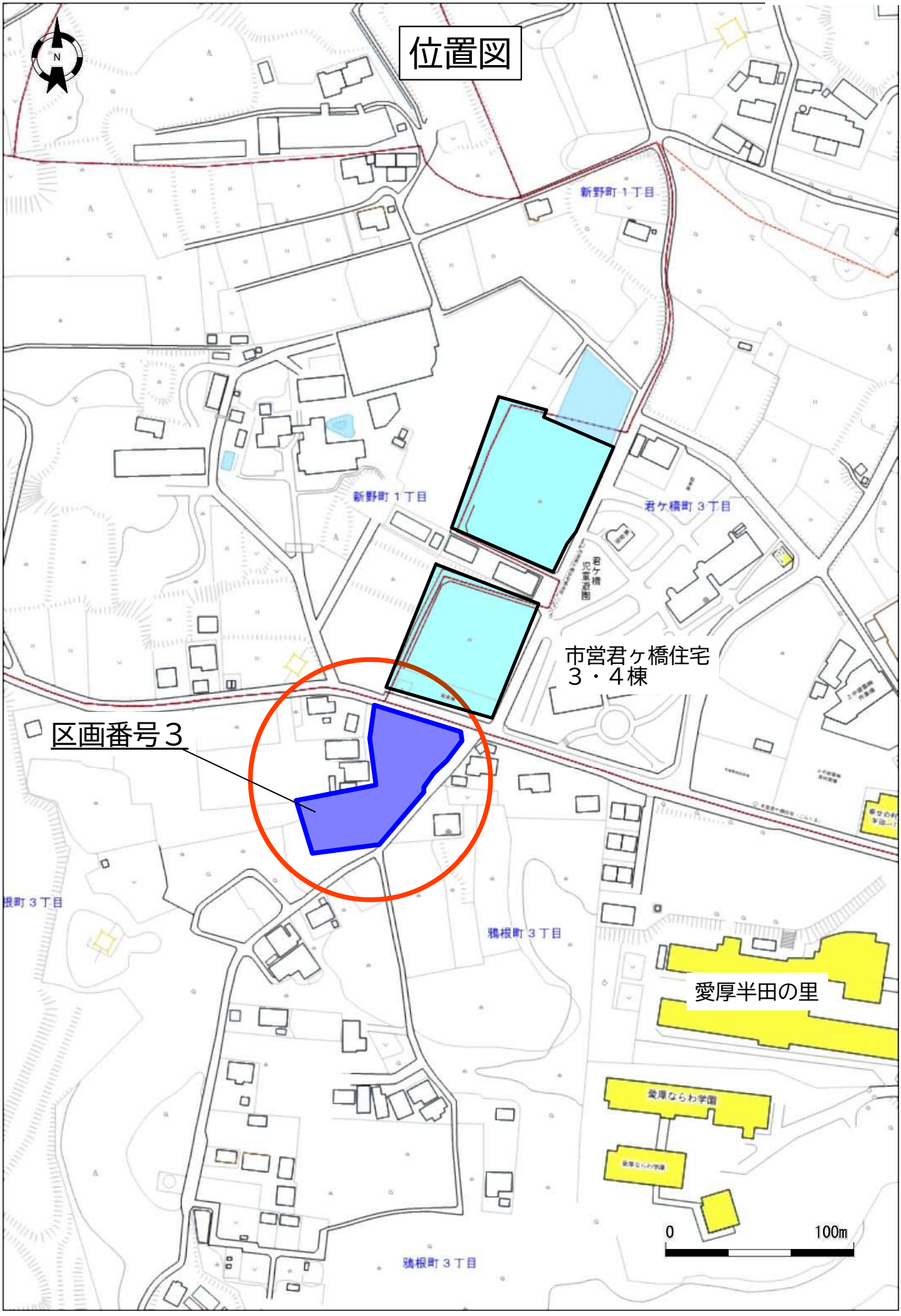
位置図
N
新野町１丁目
新野町１丁目
君ケ橋町３丁目
君ケ橋児童遊園
市営君ヶ橋住宅
３・４棟
区画番号３
鴉根町３丁目
鴉根町３丁目
鴉根町３丁目
愛厚半田の里
愛厚ならわ学園
0
100m

区画番号３

公　図

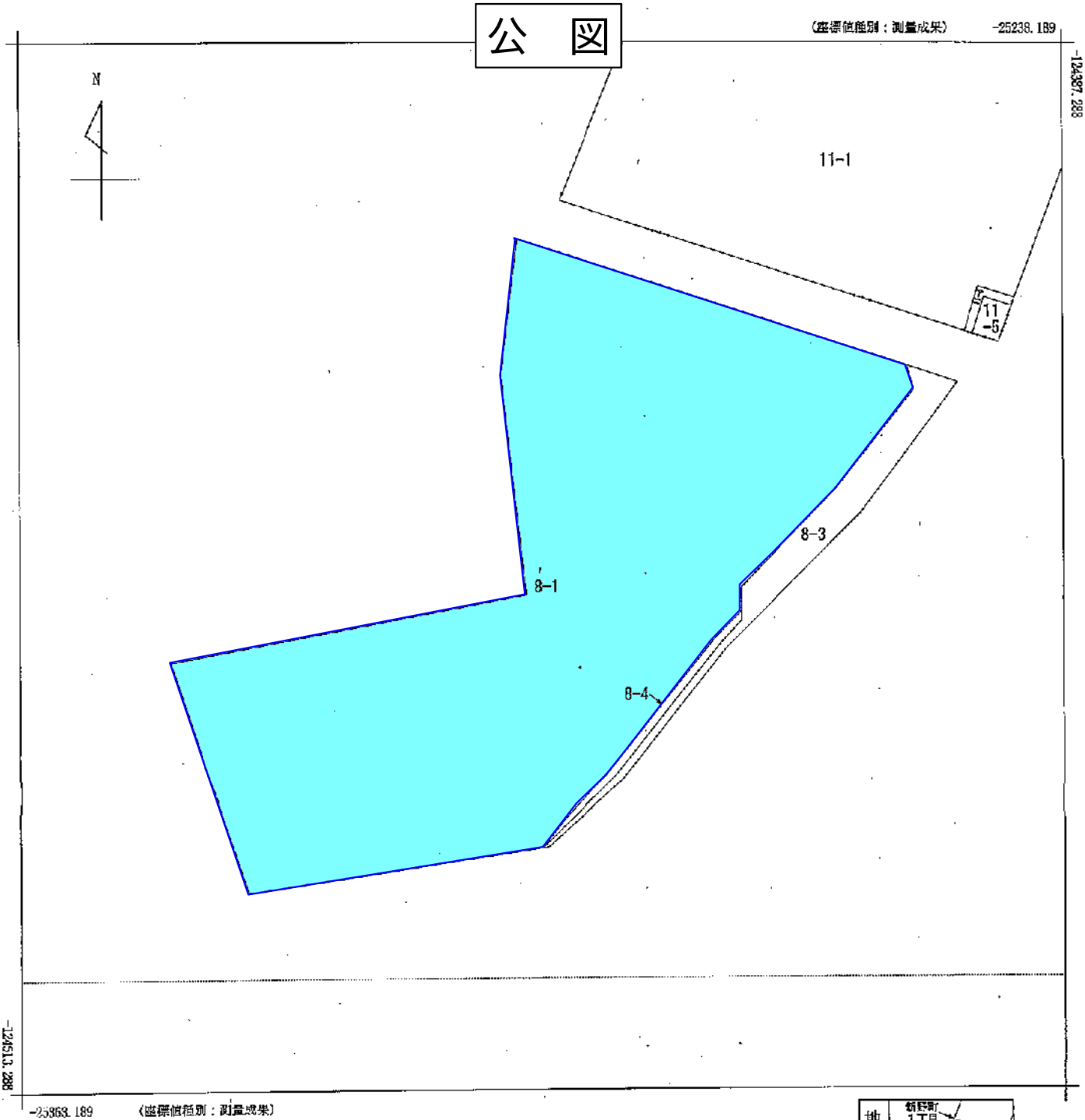

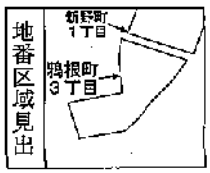

請求部分	所在	半田市鵜根町三丁目				地番	8番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅶ	分類	地図(法第１４条第１項)国調法１９－５指定	種類	地籍図
作成年月日	令和6年8月8日			備付年月日(原図)	令和6年8月8日			補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月23日
名古屋法務局半田支局
登記官　杉山元

請求番号：7-1
(1/1)

公用

公用

登記年月日：令和6年8月22日

地積測量図

区画番号３

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和6年8月23日　名古屋法務局半田支局

登記官

杉山元

地番	8-1.8-4	地積測量図
土地の所在	半田市鴉根町三丁目	

座標求積表

地番	Ⓐ8-1				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
77		-124410.939	-25303.650	16.534	100
100		-124427.351	-25305.653	26.606	49
49		-124453.792	-25302.688	14.725	51
51		-124456.495	-25317.103	3.278	52
52		-124457.111	-25320.382	25.416	258-1
258-1		-124461.826	-25345.357	29.316	21
21		-124489.698	-25336.088	35.657	SB5
SB5		-124484.355	-25300.824	4.663	SB14
SB14		-124480.665	-25297.974	7.395	SB13
SB13		-124475.253	-25292.934	20.791	SB12
SB12		-124459.027	-25279.934	4.385	SB11
SB11		-124455.885	-25276.874	2.849	SB10
SB10		-124453.087	-25276.870	6.772	SB6-2
SB6-2		-124448.174	-25272.167	9.468	SB7-2
SB7-2		-124441.376	-25265.668	15.484	SB8
SB8		-124429.184	-25256.022	3.000	SB9
SB9		-124426.314	-25256.896	49.217	77
			倍面積		6075.175745
			面積		3037.5878730
			地積		3037.58 ㎡

地番	Ⓑ8-4				
No.	標識	Xn	Yn	辺長	点間No
SB11		-124455.885	-25276.874	4.385	SB12
SB12		-124459.027	-25279.934	20.791	SB13
SB13		-124475.253	-25292.934	7.395	SB14
SB14		-124480.665	-25297.974	4.663	SB5
SB5		-124484.355	-25300.824	12.464	SB4
SB4		-124475.575	-25291.978	20.432	SB3
SB3		-124459.609	-25279.227	3.482	40
40		-124457.040	-25276.876	1.155	SB11
			倍面積		59.535173
			面積		29.7675865
			地積		29.75 ㎡

合計　3067.3554595

恒久的地物の名称及び座標値

測点名	名称	X座標	Y座標
301	金属鋲	-124238.988	-25161.741
302	金属鋲	-124407.559	-25442.381

測地系：世界測地系
平面直角座標の記号：Ⅶ
測量の年月日：令和6年7月1日

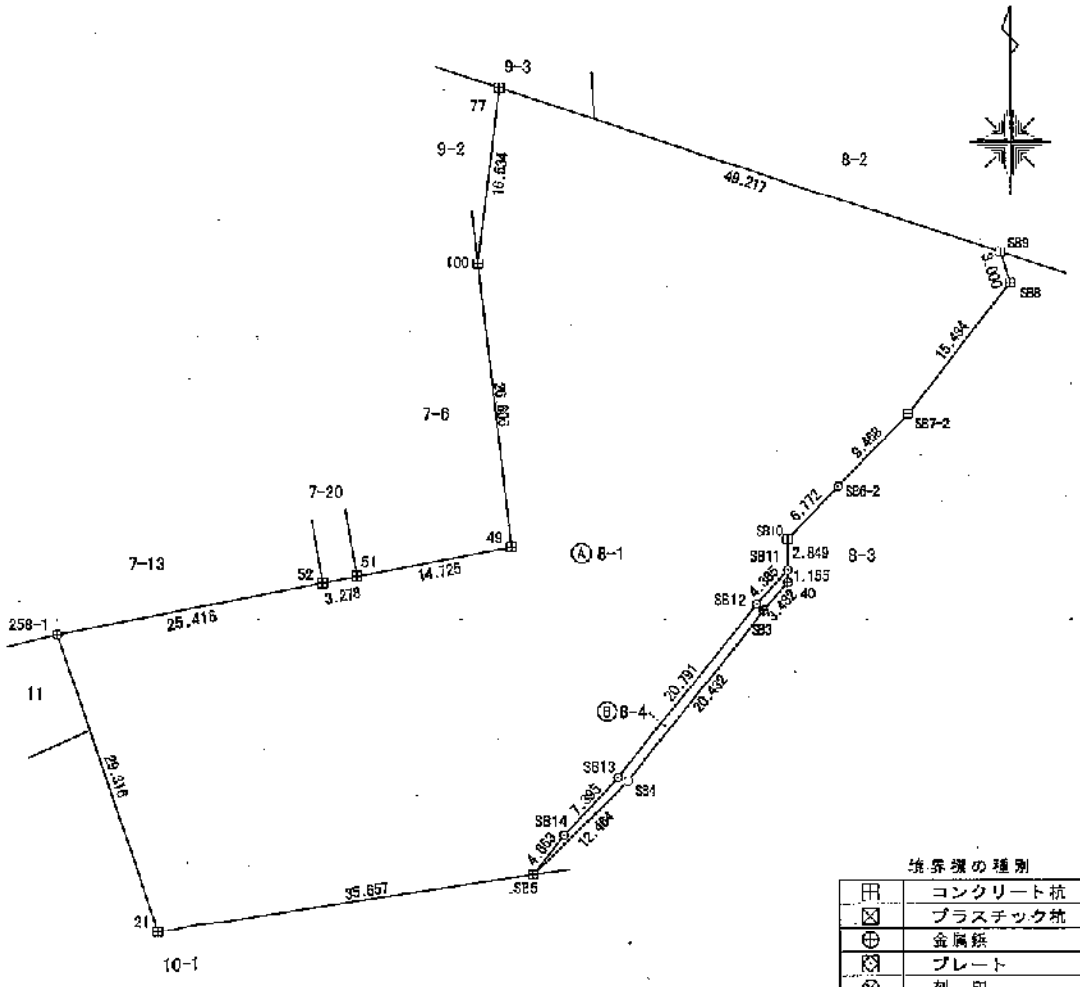

作製者	公益社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 堀 岩 祐 史 （令和 6年 7月 4日作製）	縮尺	1／

申請人	半田市長 久 世 孝 宏	縮尺	1／500

請求番号：7-2

現況写真

対象地を南東方より見る

対象地を南方より見る

区画番号３

現況写真

対象地を北西方より見る

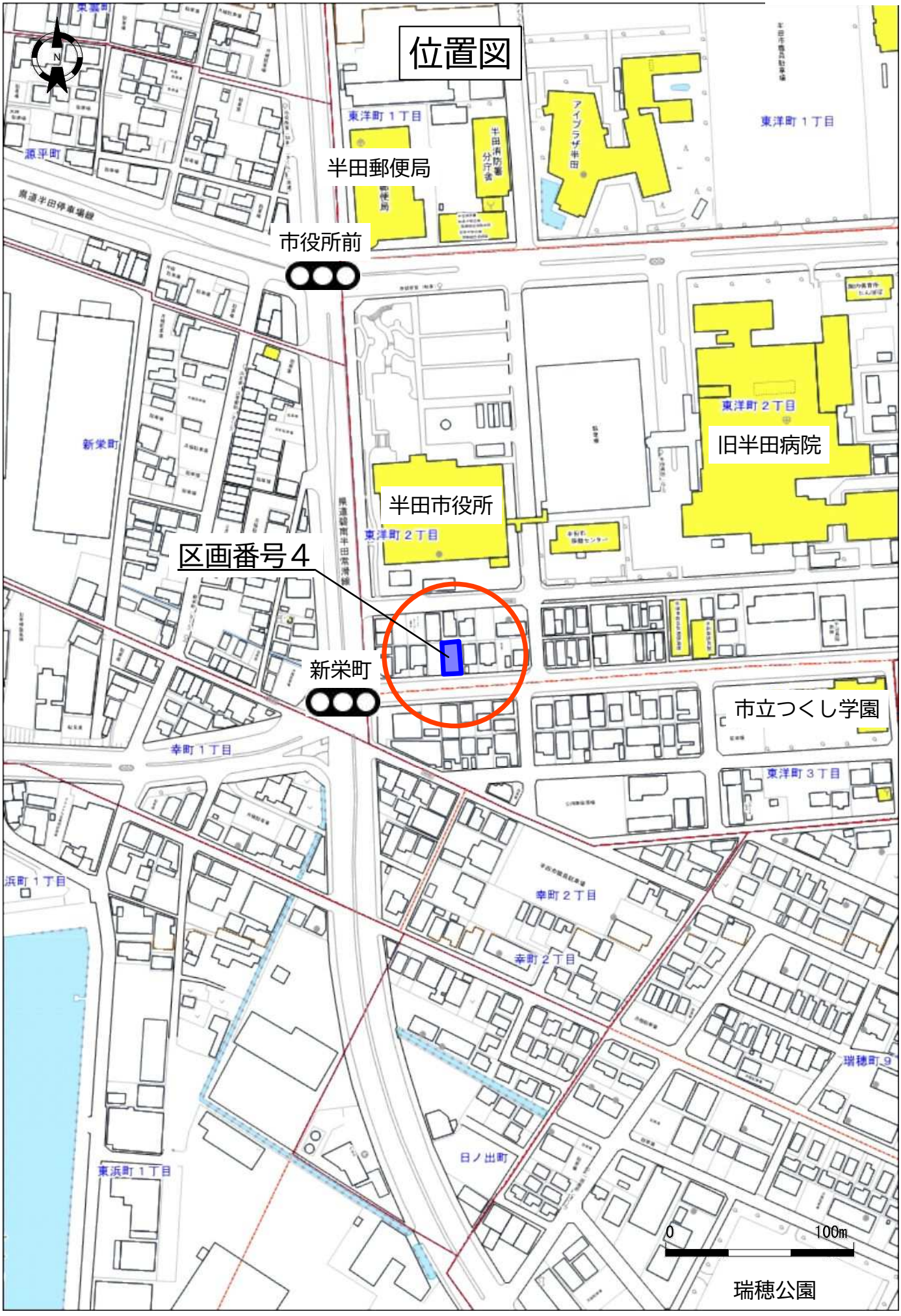
位置図
半田郵便局
市役所前
半田市役所
区画番号４
新栄町
旧半田病院
市立つくし学園
瑞穂公園
東洋町１丁目
東洋町２丁目
東洋町３丁目
新栄町
幸町１丁目
幸町２丁目
浜町１丁目
東浜町１丁目
日ノ出町
瑞穂町９
0
100m

区画番号４

公　図

請求部分	所在	半田市東洋町二丁目				地番	17番1		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号	Ⅶ	分類	地図(法第１４条第１項)	種類	地籍図
作成年月日	令和3年2月4日			備付年月日(原図)	令和3年10月15日	補記事項			

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月7日
名古屋法務局半田支局
登記官　杉山元

請求番号：34-1
(1/1)

公用

地籍図

区画番号４

PAGE　377

座標面積計算書

地番	17-1	地目	宅地

No	境界点	X	Y	辺長	方向角	備考
1	28-597	-122993.821	-20894.635	17.013	176-11-29	
2	28-588	-123010.796	-20893.505	8.996	266-27-47	
3	28-596	-123011.351	-20902.484	17.075	355-55-47	
4	28-595	-122994.319	-20903.696	9.075	86-51-15	

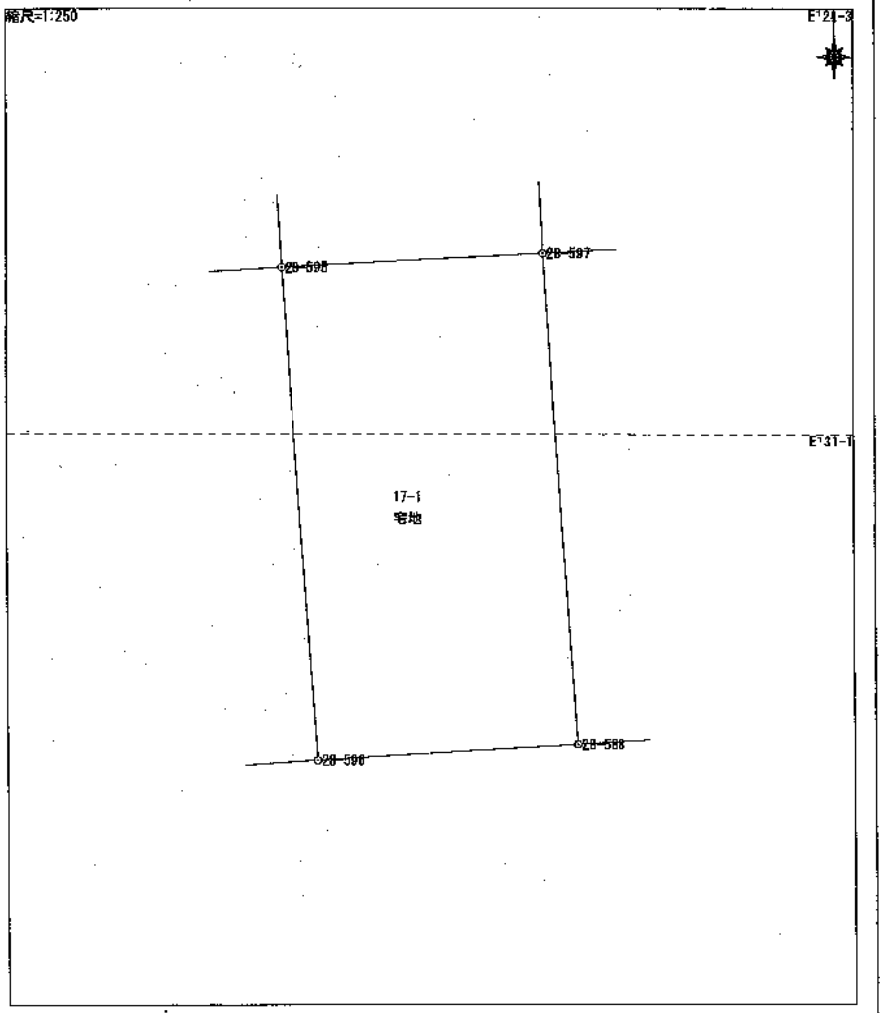

面積算出公式	倍面積　2A　-307.976203	土地の所在	
A=1/2 Σ Xn(Y(n+1)-Y(n-1))	面積　A　153.9881015	土地の所有者	縮尺　1/250

現況写真

対象地を南方より見る

対象地を北方より見る

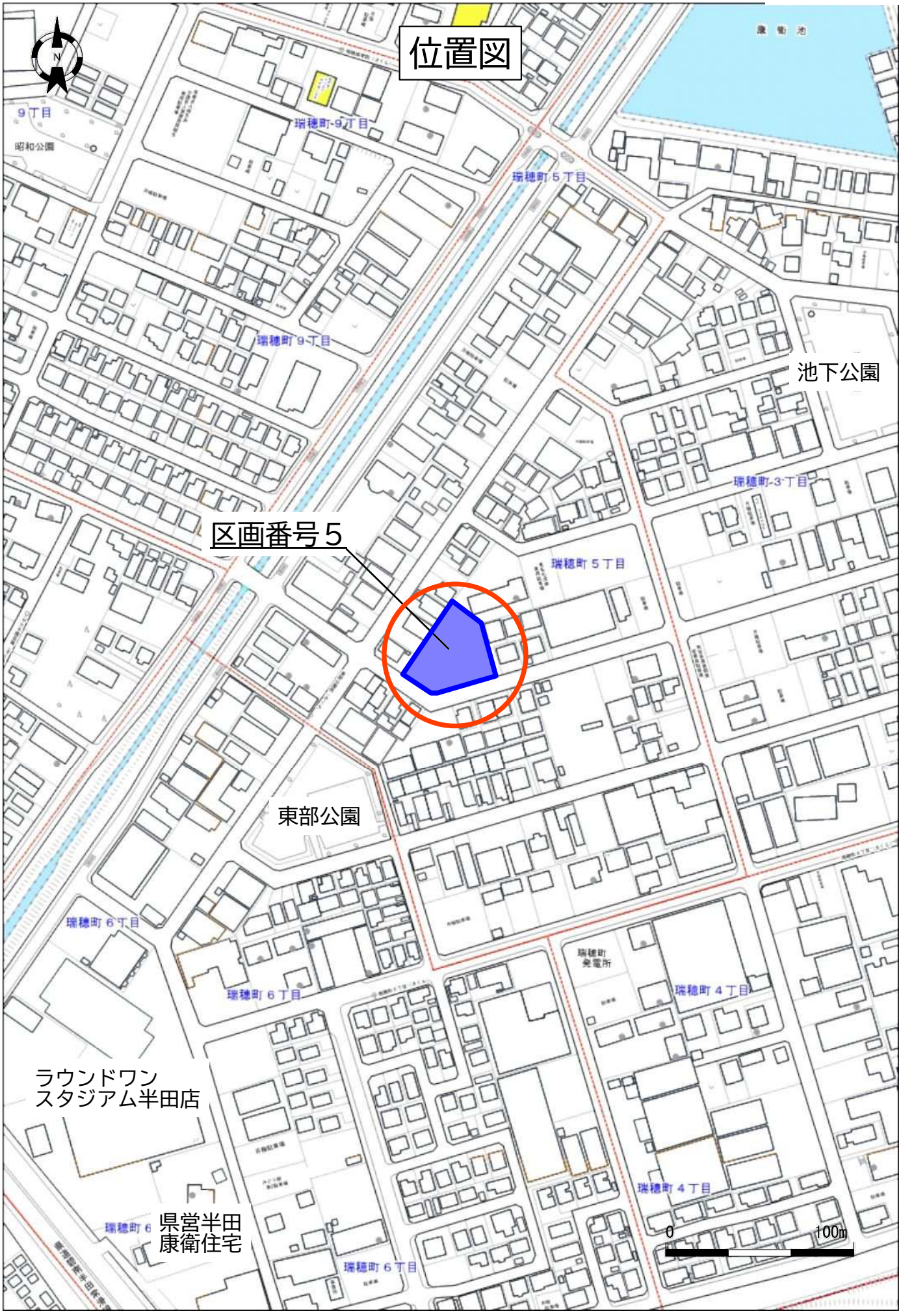
位置図
N
9丁目
昭和公園
瑞穂町9丁目
瑞穂町５丁目
瑞穂町９丁目
池下公園
瑞穂町3丁目
区画番号５
瑞穂町５丁目
東部公園
瑞穂町６丁目
瑞穂町６丁目
瑞穂町
発電所
瑞穂町４丁目
ラウンドワン
スタジアム半田店
瑞穂町６
県営半田
康衛住宅
瑞穂町６丁目
瑞穂町４丁目
0
100m

区画番号５
瑞穂町五丁目４番２３，２５

公　図

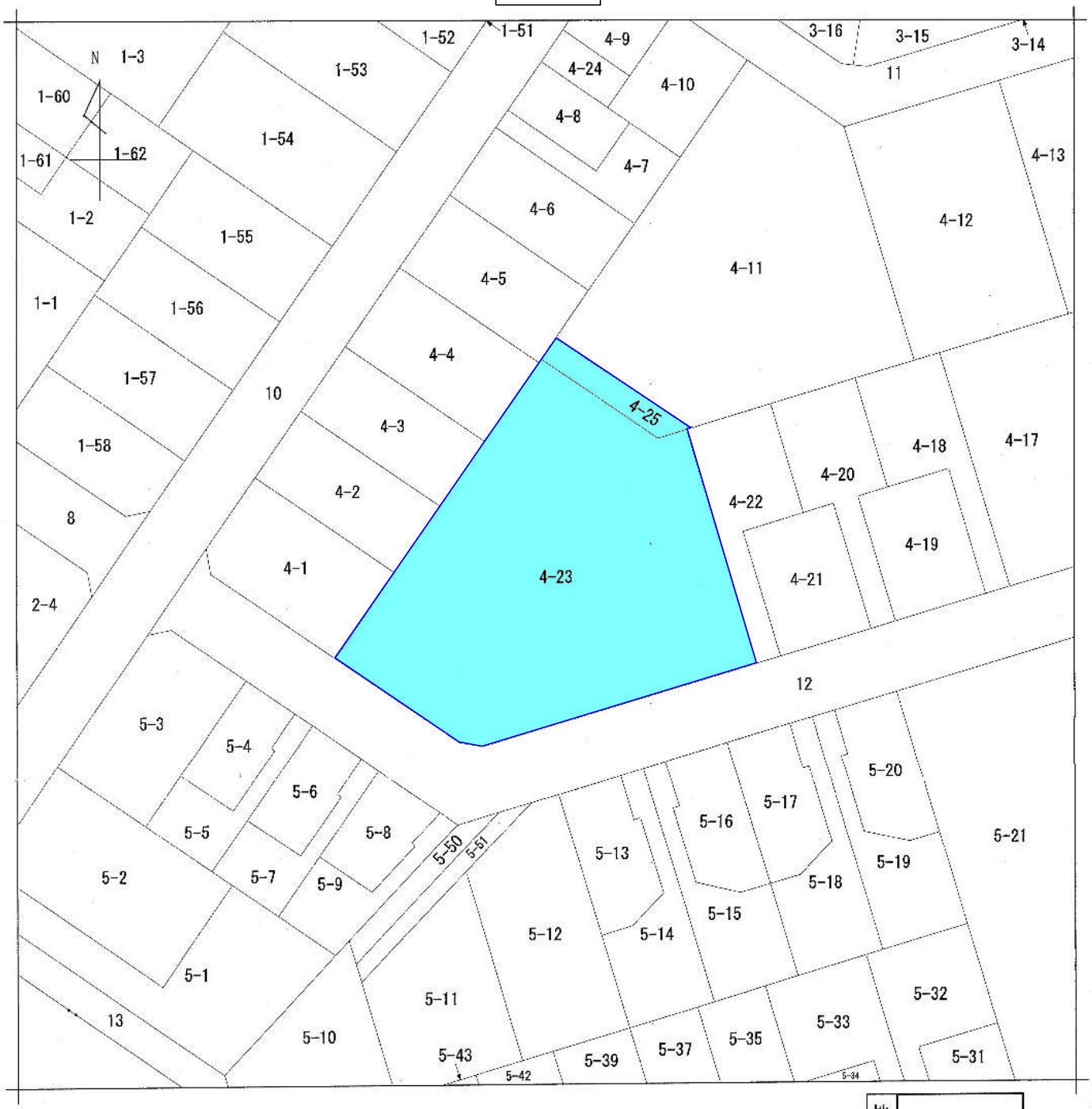

地番区域見出	瑞穂町５丁目

請求部分	所在	半田市瑞穂町五丁目		地番	4番23		
出力縮尺	1/500	精度区分	甲二	座標系番号又は記号		分類	地図(法第１４条第１項)	種類	土地区画整理所在図
作成年月日	平成8年9月14日			備付年月日(原図)	平成8年9月17日	補記事項	

これは地図に記録されている内容を証明した書面である。

令和7年11月7日
名古屋法務局半田支局
登記官　杉山元

請求番号：34-3
(1/1)

公用

換地図

区画番号５

瑞穂町五丁目４番２３

公用

登記年月日：平成13年7月31日

地積測量図

区画番号５
瑞穂町五丁目４番２５

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和7年11月28日
名古屋法務局半田支局
登記官
杉山元

2110589

前4-11 改新

地番	A 4-11, B 4-25
土地の所在	半田市瑞穂町五丁目

地積測量図

座標求積表

地番	A 4-11		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K22	503.049	487.712	-525.753536
K41	492.633	478.361	-8343.094201
K40	485.608	472.054	-6704.582962
K39	478.430	465.616	-5704.727232
K65	473.356	461.050	-8216.372050
K64	460.609	475.337	-5281.469407
K47	462.245	485.263	1619.807894
K51	463.947	495.612	1437.274800
K55	465.145	502.837	14966.440468
K21	493.711	498.105	18880.171920
		倍面積	2127.695694
		面積	1063.8478470
		地積	1063.84 ㎡

地番	B 4-25		
測点	Xn	Yn	(Xn+1 - Xn-1) Yn
K38	471.089	459.009	-6143.376456
K45	459.972	471.470	-4972.122620
K46	460.543	474.933	302.532321
K64	460.609	475.337	6090.492981
K65	473.356	461.050	4831.804000
		倍面積	109.330226
		面積	54.6651130
		地積	54.66 ㎡

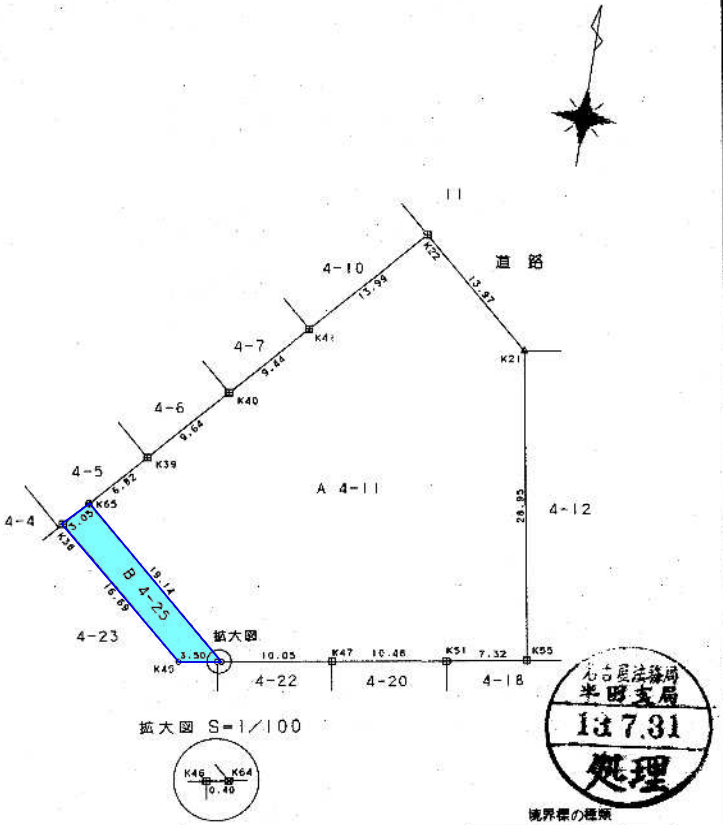

拡大図 S=1/100

名古屋法務局 半田支局 13.7.31 処理

境界標の種類

⊞	既設コンクリート杭
☒	新設コンクリート杭
△	既設金属標
⊕	新設鋲
⊙	計算点

作製者	社団法人 愛知県公共嘱託登記土地家屋調査士協会 社員 土地家屋調査士 片岡正吉 (平成13年7月24日作製)
申請人	半田市長 榊原伊三
縮尺	1/500

（会員専用）

（愛知県土地家屋調査士会用紙）

請求番号：29-11

区画番号５

現況写真

対象地を東方より見る

対象地を南西方より見る

残置杭及び残置フェンス箇所

杭座屈により、撤去不可能であった位置
杭先端から9m程度座屈　ＧＬより-9.5m～-18.5m

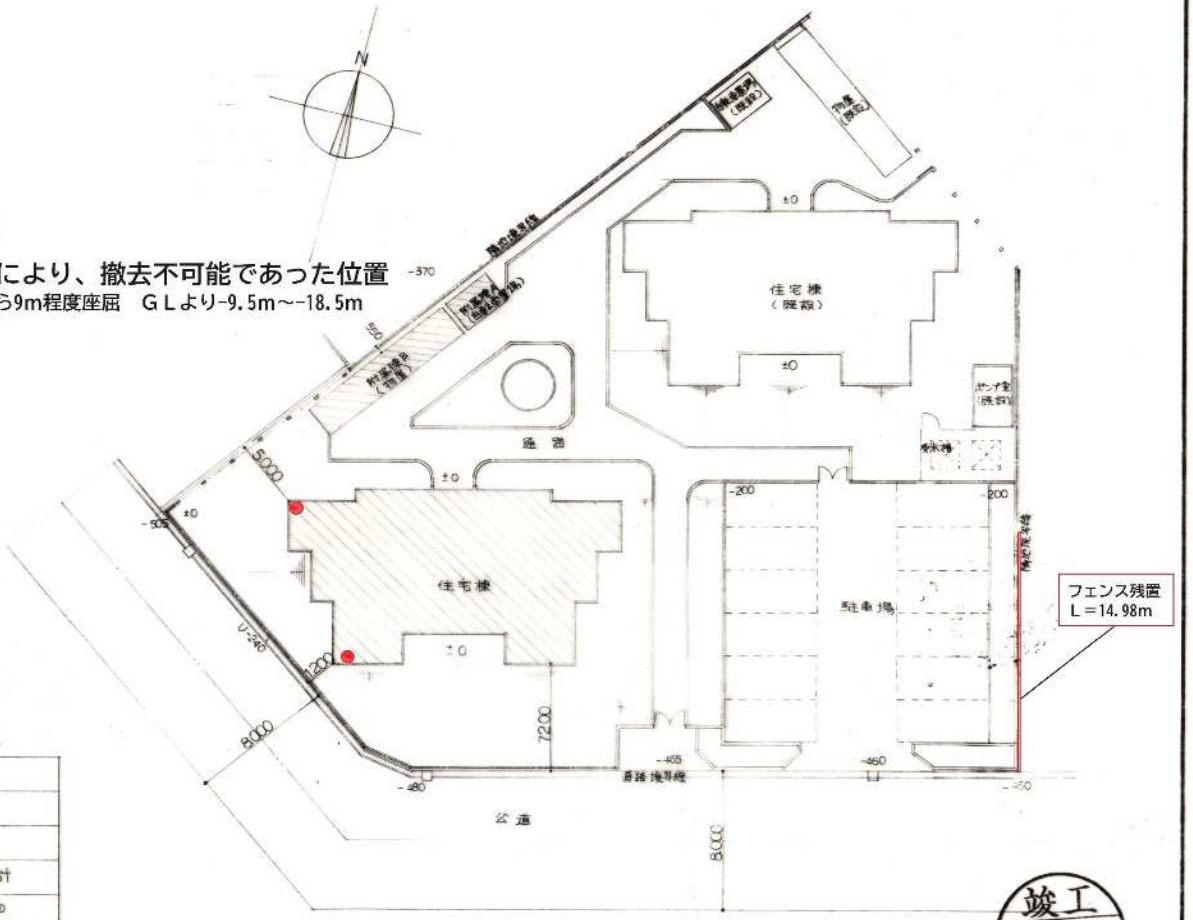

案内図　　工事場所：半田市廉衛町二丁目156番地
（半田東部区画整理区域内50街区15）

面積表　　単位（m²）				
敷地面積	1.388.33			
今回建設建物				
	住宅棟	附属棟A	附属棟B	合計
建築面積	151.58	5.60	18.91	176.00
1階床面積	142.26	5.60	18.91	166.77
2階床面積	144.66			144.66
3階床面積	144.66			144.66
延べ床面積	431.58	5.60	18.91	456.09
既設建物				
建築面積合計	183.09			
延べ床面積合計	463.09			

凡例
- 今回建設建物ヲ示ス
- 既設建物ヲ示ス
- カラーアスファルト舗装部分ヲ示ス（外構工事）

竣工図

配置図　S＝1／200

竣工
62.2.28
半田市土水建築部建築課

半田病院医師住宅建設工事	設計図
No. 5	配置図・面積表・案内図
縮尺 1/200	
昭和　年　月　日	半田市土水建築部建築課

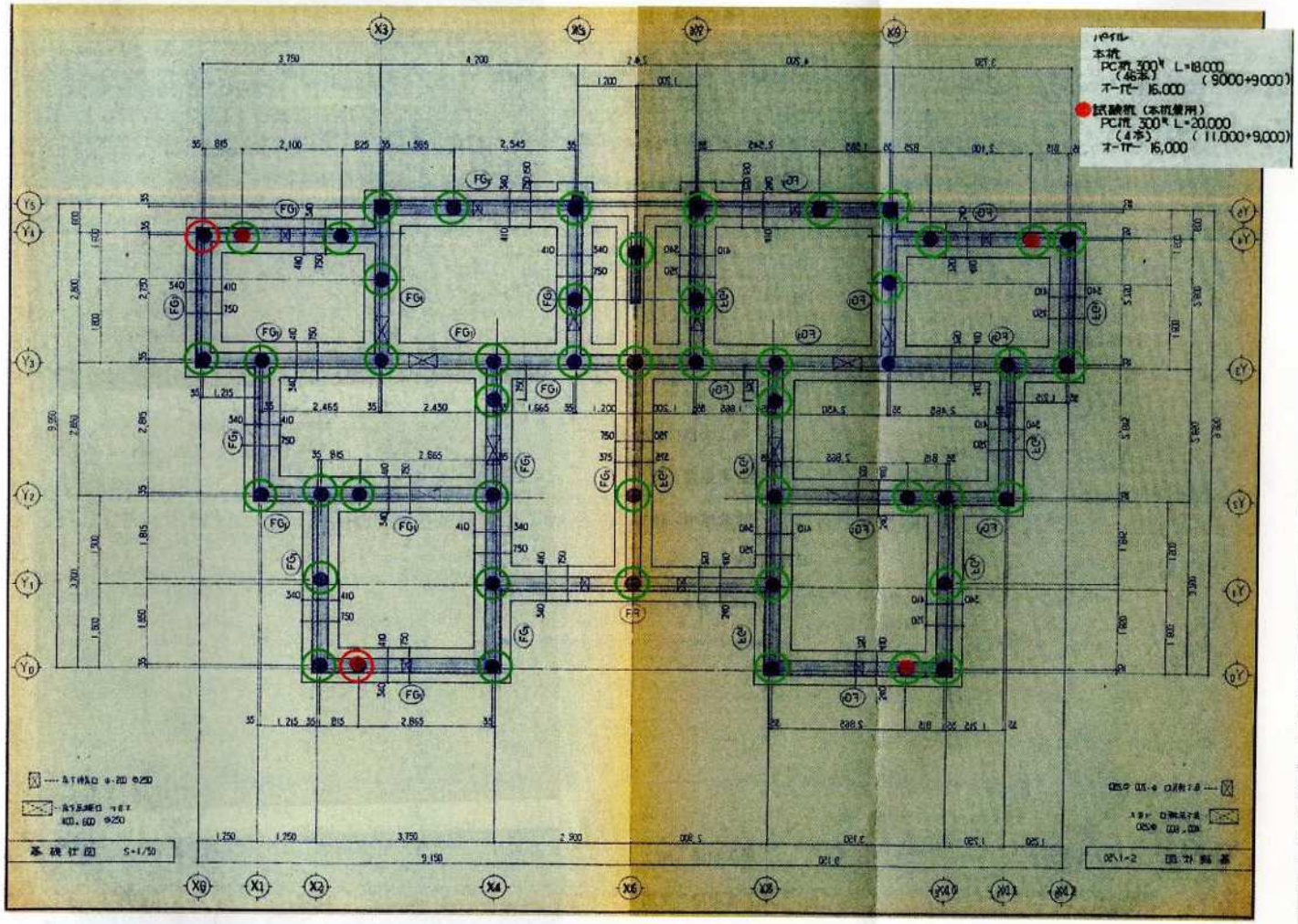

○ 残地杭箇所

		B棟			
立会実施		12月4日	X0-Y4		9
			X01-Y4	試験杭	18
			X2-Y4		18
			X0-Y3		18
		12月5日	X1-Y3		18
			X3-Y0	試験杭	18
立会実施			X2-Y0		9
			X2-Y1		18
		12月6日	X1-Y2		18
			X2-Y2		18
			X3-Y2		18
			X3-Y3		18
		12月7日	X3-Y5		18
			X3-Y3-4		18
			X4-Y1		18
			X4-Y0		18
		12月8日	X4-Y2		18
			X4-Y2-3		18
			X4-Y3		18
		12月11日	X6-Y1		18
			X6-Y2		18
			X4-Y5		18
		12月12日	X8-Y1		18
			X8-Y0		18
			X9-10-Y0		18
			X10-Y0		18
		12月13日	X5-Y5		18
			X5-Y3-4		18
			X5-Y3		18
			X10-Y1		18
		12月14日	X6-Y3		18
			X9-Y2		18
			X10-Y2		18
			X11-Y2		18
			X8-Y2		18
		12月15日	X8-Y2-3		18
			X8-Y3		18
			X7-Y3		18
			X7-Y3-4		18
		12月16日	X12-Y3		18
			X6-Y4		18
			X7-Y5		18
		12月18日	X11-Y3		18
			X9-Y3		18
			X9-Y3-4		18
			X9-10-Y4		18
		12月19日	X11-Y4		18
			X12-Y4		18
			X8-9-Y5		18
			X9-Y5		18

工種：解体工事

種別：杭抜き工事

細別：杭抜き実測(B棟)

写真タイトル：

X2-Y4 9+9=18m

X0-Y3 9+9=18m

X1-Y3 9+9=18m

φ300

工種：解体工事

種別：杭抜き工事

細別：杭抜き実測(B棟)

写真タイトル：

X3-Y0(試験杭)9+9=18m

X2-Y0 9m

φ300

撮影箇所：B棟

工種：解体工事

種別：杭抜き工事

細別：杭抜き実測(B棟)

写真タイトル：

X3-Y0(試験杭)9+9=18m

X2-Y0 9m

φ300

撮影箇所：B棟

様式第１

市有土地売払申込書兼受付書

令和　　年　　月　　日

半　田　市　長　　殿

申込人　住　　所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号　〈　　〉　　－

共有の場合の持分　　分の

代理人　住　　所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号　〈　　〉　　－

先着順受付により半田市が売払いする下記物件を買受けしたいので、公告、「先着順受付による市有土地の売払申込心得書」及び現場の状況を確認の上、関係書類及び保証金を添えて申込みます。

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
３	鴉根町三丁目８番１	更地	3,037.58
４	東洋町二丁目１７番１	更地	153.98
５	瑞穂町五丁目４番２３	更地	1,393.65
	瑞穂町五丁目４番２５	更地	

（注意事項）

１　購入を申込む区画番号を〇で囲むこと。

２　複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

３　申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

受　付　印
時　　分

複数による申込（共有）を希望する場合

住　　所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持　分
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の

様式第１

記入例

市有土地売払申込書兼受付書

令和　８年　１月１３日

半　田　市　長　　殿

委任状（様式第２）・誓約書（様式第３）は、同じ日付を記入してください。

申込人　住　　所　半田市東洋町二丁目１番地

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。
電話番号は必ず記入してください。
共有の場合のみ、持分を記入してください。

氏名又は名称　半田市不動産㈱
及び代表者名　代表取締役　半田太郎
電　話　番　号　〈０５６９〉　２１－３１１１
共有の場合の持分　２分の１

代理人　住　　所　半田市東洋町二丁目２９番

代理人の場合、委任状（様式第２）の内容と一致させてください。

氏名又は名称　東洋　二郎
及び代表者名
電　話　番　号　〈０５６９〉　８４－０６９２

先着順受付により半田市が売払いする下記物件を買受けしたいので、公告、「先着順受付による市有土地の売払申込心得書」及び現場の状況を確認の上、関係書類及び保証金を添えて申込みます。

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
③	鴉根町三丁目８番１	更地	3,037.58
4	東洋町二丁目１７番１	更地	153.98
5	瑞穂町五丁目４番２３	更地	1,393.65
	瑞穂町五丁目４番２５	更地	

（注意事項）

１　購入を申込む区画番号を〇で囲むこと。

２　複数による申込（共有）を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

３　申込人が代理人である場合、委任状を添付してください。

受　付　印
時　　分

複数による申込（共有）を希望する場合

住　　所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持　分
半田市東洋町二丁目２番地	半田　花子	（０５６９） ８４－０６１９	２分の１
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。
電話番号は必ず記入してください。
共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。

様式第２

委　　任　　状

代理人　　住　所

氏　名

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払申込に関する一切の権限

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
３	鴉根町三丁目８番１	更地	3,037.58
４	東洋町二丁目１７番１	更地	153.98
５	瑞穂町五丁目４番２３	更地	1,393.65
	瑞穂町五丁目４番２５	更地	

令和　　年　　月　　日

半　田　市　長　　殿

委任者　　住　　所

氏名又は名称

及び代表者名

電 話 番 号　　〈　　〉　　－

共有の場合の持分　　分の

（注意事項）

１　購入を申込む区画番号を○で囲むこと。

２　複数による委任を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住　　所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持　分
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の

様式第２

記入例

委　　任　　状

代理人　　住　所　　半田市東洋町二丁目２９番地

氏　名　　東洋　二郎

市有土地売払申込書兼受付書（様式第１）と一致させてください。

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の物件に係る市有土地売払申込に関する一切の権限

区画番号	所在地番（半田市）	現地の状況	地積（㎡）
３	鴉根町三丁目８番１	更地	3,037.58
４	東洋町二丁目１７番１	更地	153.98
５	瑞穂町五丁目４番２３	更地	1,393.65
	瑞穂町五丁目４番２５	更地	

令和　　年　　月　　日

半　田　市　長　　殿

市有土地売払申込書兼受付書（様式第１）と一致させてください。

委任者　　住　　所　　半田市東洋町二丁目１番地

氏名又は名称　　半田市不動産㈱

及び代表者名　　代表取締役　半田太郎

電　話　番　号　　〈０５６９〉　２１－３１１１

共有の場合の持分　　２分の１

（注意事項）

１　購入を申込む区画番号を○で囲むこと。

２　複数による委任を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払申込書兼受付書（様式第１）と一致させてください。

住　　所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持　分
半田市東洋町二丁目２番地	半田　花子	（０５６９） ８４－０６１９	２分の１
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。
電話番号は必ず記入してください。
共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。

様式第３

誓　　約　　書

下記事項について、誓約いたします。

記

売払申込者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。
また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和　　年　　月　　日

半　田　市　長　　殿

申込人　住　　所
氏名又は名称
及び代表者名
共有の場合の持分　　分の

（注意事項）

１　複数による誓約を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

住　　所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持　分
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の

記入例

様式第３

誓　　約　　書

下記事項について、誓約いたします。

記

売払申込者の資格要件を満たしていることを誓約いたします。
また、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴市が行う一切の措置について異議の申し立てを行いません。

令和　８年　１月１３日

半　田　市　長　　殿

市有土地売払申込書兼受付書（様式第１）と一致させてください。

申込人　住　　所　半田市東洋町二丁目１番地
氏名又は名称　半田市不動産㈱
及び代表者名　代表取締役　半田太郎
共有の場合の持分　２分の１

（注意事項）

１　複数による誓約を希望する場合のみ、共有の場合の持分を記入し、裏面に共有の場合の代表者以外の氏名等を明記してください。

複数による申込（共有）を希望する場合

市有土地売払申込書兼受付書（様式第１）と一致させてください。

住　　所	氏名又は 法人の名称及び 代表者名	電話番号	持　分
半田市東洋町二丁目２番地	半田　花子	（０５６９） ８４－０６１９	２分の１
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の
		（　　） －	分の

住民票又は法人の履歴事項全部証明書若しくは法人登記簿謄本と一致させてください。
電話番号は必ず記入してください。
共有の場合は持分を記入し、持分残がないよう注意してください。

先着順受付による市有土地の売払申込心得書

第１条　先着順受付による市有土地の売払いに申込される方は、先着順受付による市有土地売払公告、この申込心得書及び市が定める契約書案並びに現場等を熟覧のうえ申込してください。

第２条　申込は、２人以上の共有による申込をすることもできます。

２　共有による申込においては、各共有者の持分を明記しなければなりません。

第３条　代理人により申込するときは、委任状を提出してください。ただし共有を除き１人で２人以上の代理を兼ねることはできません。

第４条　申込者は、申込と同時に申込保証金として、売払価格の５％以上の代金を現金又は金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手により納入しなければなりません。（支払地が愛知県内にあり、振出日から１０日以内のものに限ります。）

２　申込保証金は、買受決定者に対して土地売買契約締結後に還付します。

３　申込保証金には利子を付しません。

４　買受決定者が申込の日から３０日以内に売買契約を締結しない場合には、その買受人決定は無効となり、納入された申込保証金は半田市に帰属するため、買受決定者に還付しません。

第５条　申込書類は、申込人の住所、氏名（法人にあっては名称及び代表者名）を記入してください。

２　共有による申込においては、前項のほかに、申込書類に共有者全員の住所、氏名及び各共有者の持分を必ず記入してくだい。

３　提出した申込書類は、その事由の如何にかかわらず書換え、引換え又は撤回することはできません。

第６条　次の各号のいずれかに該当する申込は、無効とします。

⑴　成年被後見人、被保佐人、被補助人及び破産者で復権を得ない者の申込

⑵　半田市指名審査等事務取扱要綱による指名停止を受けている者がした申込

⑶　本市との関係において、地方自治法施行令（昭和２２年政令第１６号）第１６７条の４第２項第１号から第7号までの規定に該当する事実があった後３年を経過してない者

⑷　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３８条の３第１項の規定に該当する者がした申込

⑸　次に掲げる税を滞納している者（地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第１５条に基づき徴収の猶予を受けているとき、または、国税通則法（昭和３７年法律第６６号）第４６条に基づき納税の猶予を受けているときは、滞納していないものとみなす。）がした申込

ア　直近３年度の国税（法人税又は申告所得税並びに消費税及び地方消費税をいう。）

イ　直近３年度の半田市税（半田市内に住所を有する個人又は半田市に納税義務を有する法人が申込をする場合に限る。）

⑹　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号及び第６号による暴力団及び暴力団員が経営する企業若しくは実質的に経営を支配

する企業又はこれに準ずる者がした申込

⑺　先着順受付市有土地売払申込書兼受付書（申込人が代理人である場合は、本人の委任状を添付すること。）及び誓約書を提出していない者のした申込

⑻　売払い申込時に所定の申込保証金を納入しない者のした申込

⑼　申込書類の氏名（法人にあっては名称及び代表者名）の確認しがたいもの、鉛筆書きの申込

⑽　申込書類の記載事項が確認できない申込

⑾　共有による申込において、各共有者の持分が表示されていないもの

⑿　郵便による申込

⒀　その他あらかじめ指示した事項に違反した申込

⒁　担当職員の指示に従わなかった者の申込

第７条　申込を市が受付した時点で、買受人が決定され、申込受付は終了します。

２　同着で複数の申込者があった場合は、抽選を行い買受人の決定をします。なお、受付開始時刻（午前９時）に複数の申込者が待機している場合は、この申込者全員を同着とします。

３　前項の抽選後、買受決定者の氏名を発表します。

４　買受決定者が、売払申込の日から３０日以内に市と売買契約を締結しない場合には買受人決定を無効とします。

第８条　買受人は、その権利を譲渡することはできません。

第９条　買受人は、次のいずれかの方法で売買代金を納入していただきます。

⑴　売買契約締結と同時に一括納入する方法。

⑵　売買契約締結と同時に契約保証金として売買代金の１０パーセント以上（金額については「市有土地売払実施要領」参照）を納入し、残金（売買代金から契約保証金を差引いた額）を契約の日から３０日以内に納入する方法。

　なお、この場合、期限までに残金を納入しないときは、契約は無効となり、契約保証金は市に帰属するため還付しません。

第１０条　所有権の移転登記は、売買代金を全額納入後、買受人の請求により、市が所有権移転の嘱託手続きを行います。

２　買受人への所有権移転登記に要する費用は、買受人の負担とします。

第１１条　買受人が共有でない場合は、売払申込後に買受人以外の者に変更したり、共有による売買契約へ変更することはできません。

２　買受人が共有による場合は、売払申込後に共有の買受人以外の者に変更したり、各共有者の持分を変更することはできません。

第１２条　買受人は、売買物件の現物と公告数量等が符合しない場合でも、これを理由として契約の締結を拒むことはできません。

第１３条　買受人は売払申込後、この申込心得書、市有土地売払公告及び契約書案並びに現場等についての不明を理由として異議を申し立てることはできません。

第１４条　この申込心得書に定めのない事項はすべて地方自治法、地方自治法施行令及び半田市財務規則の定めるところによって処理します。

土　地　売　買　契　約　書（案）**（一括支払）**

売払人半田市（以下「甲」という。）と買受人〔※　**申込者**　〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い取るものとする。

（売買代金）

第３条　売買代金は、金〔※　**売払金額**　〕円とする。

（代金の支払）

第４条　乙は、この契約締結と同時に、前条の売買代金を甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第５条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第６条　前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第７条　甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第８条　この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

２　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡

しがこの契約に定める引渡しの時を超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

３　第１項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済みの売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

（契約不適合）

第９条　乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

（使用等の禁止）

第１０条　乙は、本契約締結の日から１０年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

（実地調査等）

第１１条　甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく前２項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第１２条　乙は、第１０条に定める義務に違反したときは、金〔※　**売払金額の３０パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

２　乙は、前条第３項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※　**売払金額の１０パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

３　前２項の違約金は、第１６条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１３条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第１４条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除するこ

とができる。

(1)　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2)　暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（現状回復及び返還金等）

第１５条　乙は、甲が第１３条及び第１４条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。

３　甲は、第１３条及び第１４条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。

４　甲は、第１３条及び第１４条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。

（損害賠償）

第１６条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。

（返還金の相殺）
第１７条　甲は、第１５条第３項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。
（契約の費用）
第１８条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。
（近隣住民等への配慮）
第１９条　乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。
（疑義の決定）
第２０条　この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。
（裁判管轄）
第２１条　この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　売払人　　半田市東洋町二丁目１番地

半田市

代表者　半田市長　久　世　孝　宏　　印

乙　買受人　　住所

〔※　**申込者**　〕

氏名　　印

売買物件（土地）の表示

所在地番	地　目	登記面積(㎡)	実測面積(㎡)
半田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇			

土　地　売　買　契　約　書（案）**（契約保証金）**

売払人半田市（以下「甲」という。）と買受人〔※　**申込者**　〕（以下「乙」という。）とは、次の条項により土地の売買契約を締結する。

（信義誠実の義務）

第１条　甲乙両者は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

（売買物件）

第２条　甲は、末尾表示の売買物件を次条の売買代金で現状有姿のまま乙に売り渡し、乙は、これを買い取るものとする。

（売買代金）

第３条　売買代金は、金〔※　**売払金額**　〕円とする。

（契約保証金）

第４条　乙は、この契約締結と同時に、契約保証金として金〔※　**売払金額の１０パーセント以上の金額**〕円を甲に支払わなければならない。

２　前項の契約保証金は、第１７条に定める損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

３　第１項の契約保証金には、利子を付さない。

４　甲は、乙が第５条に定める義務を履行したときは、第１項に定める契約保証金を売買代金に充当するものとする。

５　乙が第５条に定める義務を履行しないときは、第１項に定める契約保証金は、甲に帰属するものとする。

（売買代金の支払方法）

第５条　乙は、第３条の売買代金から前条第１項の契約保証金を控除した金額〔※　**売払金額から契約保証金を差引いた金額**〕円をこの契約締結後３０日以内に甲に支払わなければならない。

（所有権の移転）

第６条　売買物件の所有権は、乙が売買代金を完納したときに乙に移転するものとする。

（登記の嘱託）

第７条　前条の規定により所有権が移転した後、乙は、甲に対し所有権移転登記の嘱託を請求するものとし、甲は、その請求により遅滞なく所轄法務局に所有権移転登記を嘱託するものとする。この場合、登録免許税その他これに要する費用は乙の負担とする。

（売買物件の引渡し）

第８条　甲、乙両者は、売買物件の所有権が移転した後、甲、乙両者が定める日に売買物件の所在する場所において甲、乙立会の上、現状有姿で引渡しを行い、乙は、当該物件の受領書を甲に提出するものとする。

（危険負担）

第９条　この契約締結の時から前条の規定により売買物件を乙に引渡すまでの間において、当該物件が天災地変その他の甲又は乙のいずれの責めに帰すことのできない事由により滅失又は損傷し、修補が不能又は修補に過大な費用を要し、この契約の履行が不可能となったときは、甲乙双方書面により通知して、この契約の解除を請求することができる。また、乙は、この契約が解除されるまでの間、売買代金の支払いを拒むことができる。

２　甲は、売買物件の引渡し前に、前項の事由によって当該物件が損傷した場合であっても、修補することによりこの契約の履行が可能であるときは、甲は、売買物件を修補して乙に引渡すことができるものとする。この場合、修補行為によって引渡しがこの契約に定める引渡しのときを超えても、乙は、甲に対し、その引渡しの延期について異議を述べることはできない。

３　第１項の請求により、この契約が解除された場合、甲は、乙に対し受領済の売買代金を無利息で速やかに返還するものとする。

（契約不適合）

第１０条　乙は、この契約締結後、売買物件が種類、品質又は数量に関して契約の内容に適合しないことを理由として、履行の追完の請求、代金の減額の請求、損害賠償の請求又は契約の解除の請求をすることができない。

（使用等の禁止）

第１１条　乙は、本契約締結の日から１０年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら、所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸してはならない。

(1)　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第２号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの

(2)　風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和２３年法律第１２２号）第２条第１項に定める風俗営業、同条第５項に定める性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

（実地調査等）

第１２条　甲は、前条に定める使用等の禁止に関し、必要があると認めるときは、乙に対し、物件を調査し、又は参考となるべき報告若しくは資料の提出を求めることができる。

２　乙は、甲から要求があるときは、売買物件の利用状況等を直ちに甲に報告しなければならない。

３　乙は、正当な理由なく前２項に定める調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ってはならない。

（違約金）

第１３条　乙は、第１１条に定める義務に違反したときは、金〔※　**売払金額の３０パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

２　乙は、前条第３項に定める義務に違反して調査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は報告若しくは資料の提出を怠ったときは、金〔※　**売払金額の１０パーセントの金額**〕円を、違約金として甲に対し支払わなければならない。

３　前２項の違約金は、第１７条に定める損害賠償に係る損害賠償額の予定又はその一部と解釈しない。

（契約の解除）

第１４条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないときは、この契約を解除することができる。

（暴力団等排除に係る解除）

第１５条　甲は、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

(1)　法人等（法人又は団体若しくは個人をいう。以下同じ。）の役員等（法人にあっては非常勤を含む役員及び支配人並びに営業所の代表者、その他の団体にあっては法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人にあってはその者及び支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）に暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律７７号。以下「暴対法」という。）第２条第６号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員ではないが暴対法第２条第２号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）と関係を持ちながら、その組織の威力を背景として暴力的不法行為等を行う者（以下「暴力団関係者」という。）がいると認められるとき。

(2)　暴力団員又は暴力団関係者（以下「暴力団員等」という。）がその法人等の経営又は運営に実質的に関与していると認められるとき。

(3)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団の威力若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等を利用するなどしていると認められるとき。

(4)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団若しくは暴力団員等又は暴力団員等が経営若しくは運営に実質的に関与している法人等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

(5)　法人等の役員等又は使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(6)　法人等の役員等又は使用人が、前各号のいずれかに該当する法人等であることを知りながら、これを利用するなどしていると認められるとき。

（現状回復及び返還金等）

第１６条　乙は、甲が第１４条及び第１５条の規定により解除権を行使したときは、甲の指定する期日までに売買物件を現状に回復して返還しなければならない。ただし、甲が売買物件を現状に回復させることが適当でないと認めたときは、現状のまま返還することができる。

２　乙は、前項の規定により売買物件を甲に返還するときは、甲の指定する期日までに当該物件の所有権移転登記の承諾書を甲に提出しなければならない。
３　甲は、第１４条及び第１５条の規定により解除権を行使したときは、収納済みの売買代金を乙に返還する。ただし、当該返還金には、利子を付さない。
４　甲は、第１４条及び第１５条の規定により解除権を行使したときは、乙が支出した一切の費用は償還しない。
（損害賠償）
第１７条　甲は、乙がこの契約に定める義務を履行しないため損害を受けたときは、その損害を請求することができる。
（返還金の相殺）
第１８条　甲は、第１６条第３項の規定により売買代金を返還する場合において、乙が前条に定める損害賠償金を支払う義務があるときは、返還する売買代金の全部又は一部と相殺する。
（契約の費用）
第１９条　この契約の締結及び履行に関して必要な一切の費用は、すべて乙の負担とする。
（近隣住民等への配慮）
第２０条　乙は、売買物件引渡し以降においては、十分な誠意をもって本物件を管理し、近隣住民その他第三者との紛争が生じないように留意するものとする。
（疑義の決定）
第２１条　この契約に関して疑義があるとき、又はこの契約に定めのない事項については、甲、乙協議の上、定めるものとする。
（裁判管轄）
第２２条　この契約に関する訴訟の管轄裁判所は、本件土地の所在地を管轄する裁判所とする。

この契約の証として本書２通を作成し、甲、乙それぞれ１通を保管する。

令和　　年　　月　　日

甲　売払人　　半田市東洋町二丁目１番地

半田市

代表者　半田市長　久　世　孝　宏　　印

乙　買受人　　住所

〔※　**申込者**　〕

氏名　　印

売買物件（土地）の表示

所在地番	地　目	登記面積(㎡)	実測面積(㎡)
半田市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇			